

兵庫県公報

平成19年 7月24日 火曜日 第 1895 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

規 則	ページ
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則（豊かな森づくり課）	1
告 示	
○神戸市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）	2
○換地処分に伴う三木市の区域内における字の区域変更（同）	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水質課）	8
○公聴会の開催（豊かな森づくり課）	15
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	16
○同 上（同）	16
○景観影響評価準備書の縦覧等（まちづくり課）	17
○屋外広告物条例の規定に基づく知事の定める基準（同）	18
公 告	
○落札者等の公示（自治情報課）	20
○平成19年度兵庫県看護功績賞表彰（医務課）	20
辞 令	
○大野 淳ほか	21
選挙管理委員会告示	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	21
正 誤	
○平成19年 6月12日付け兵庫県公報第1883号中	22

公布された法令のあらまし

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則（規則第55号）
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 7月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 55 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則（平成12年兵庫県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第5項」を「第12条第6項」に、「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第807号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年8月1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
名谷町	堂 山	1902の12 1902の140 1902の169から1902の171まで 1902の173から1902の183まで	神和台1丁目
	奥之坊	2108の2 2108の3 2126の2 2126の4から2126の17まで	

備考 地番は、平成19年4月25日現在の地番である。

兵庫県告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、三木市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三木市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
中 里	西ノ谷	119の2の一部	中 里	丈六谷
	東ノ前	185 186 186の1 187の2		
	庵カチ	218の一部 219の一部		
	ズエノハナ	278の1の一部	中 里	庵カチ
	人 谷	284の一部 284の1 284の2 285の1の一部 289の2の一部		
	尾 崎	367の1の一部		
	庵カチ	236の一部 237の1の一部 249の一部		
		中 里	ズエノハナ	

	255の一部	中里	人谷
養中	435の一部	中里	林ノ口
庵カチ	253から255までの各一部	中里	尾崎
ズエノハナ	278の1の一部 279の一部 280の一部		
人谷	285の1の一部		
林ノ口	341の3の一部 344の一部 346の1 346の2 347の一部		
清水ノ本	427の3の一部		
養中	430の1の一部 431の一部 432の一部 433の1から433の3までの各一部 434の一部 434の1 435の一部 442の一部		
ズエノハナ	276の1 281の6	中里	清水ノ本
尾崎	397の1の一部 398の一部		
林ノ口	362の一部	中里	養中
尾崎	392の一部 398の一部		
清水ノ本	427の3の一部		
藪子	454の一部		
養中	443 443の5の一部 444の一部 446の一部	中里	藪子
柳谷	495から497までの各一部 505の一部		
宿取山	1858の2の一部		
藪子	475の一部 477の一部 478の1の一部 478の2の一部 482の一部 483の1の一部 483の2の一部 484の一部 485の一部	中里	柳谷
前田	574の一部 575の一部 581		
柳谷	548の1の一部 548の2の一部	中里	前田
越道	628の一部 655の1の一部 655の2の一部 656の3 656の4の一部		
岩ノ脇	920の一部		
沢山	1844の61		
原ヶ谷	1852の2		

大苗代	706の一部 714の一部 715の一部	中里	越道
越道	679の2の一部 679の3の一部	中里	大苗代
石上	1861の44の一部 1861の46の一部 1861の47の一部	中里	ナシカ
ナシカ	851の一部 854の一部	中里	杵名
常田	897の一部		
原ヶ谷	1852の41 1852の92の一部 1852の121から1852の123までの各一部 1852の146の一部 1852の147の一部		
杵名	876の一部	中里	常田
岩ノ脇	910の一部 911の一部 914から916までの各一部		
花折	1859の8の一部 1859の24の一部		
岩ノ脇	876の一部		
西ワキ	922の一部 923の一部 925の一部 927の1の一部 928の一部	中里	岩ノ脇
梅ノ木	951の1の一部 951の2の一部		
原ヶ谷	1852の154 1852の155		
岩ノ脇	917の一部		
梅ノ木	948の1の一部 964の一部 978の一部 978の1の一部 978の2の一部 979の一部 988 989	中里	西ワキ
岩ノ脇	917の一部		
花折	1859の8の一部 1859の24の一部	中里	梅ノ木
杵名	871の一部 874の一部 876の一部		
岩ノ脇	900 901の1 901の2の一部 902の一部		
ナシカ	840の1 841 842 843の1の一部 844の5の一部 844の6の一部	中里	原ヶ谷
植村	1306の1の一部 1307の1から1307の3までの各一部 1309の一部 1310の一部 1313の2の一部 1313の3の一部 1316から1318までの各一部		
アンノ谷	1241の1の一部	中里	石上
植村	1304の2の一部 1306の1の一部		
アンノ谷	1218の1の一部 1221の一部	中里	杉橋
杉橋	1268の1の一部 1268の2の一部 1269の1 1270の1		

	1270の4 1273 1274の1		
山ノ口	1382の1		
植村	1286の1の一部 1287の一部 1288の一部 1289の1の一部 1289の2の一部 1289の4の一部	中里	フロノ谷
山ノ口	1374の2の一部 1375の一部 1376の1の一部		
フロノ谷	1342の1の一部 1345の一部	中里	山ノ口
打木原	1398の1の一部		
辻ノ垣	1497の5の一部		
大道	1834の74 1834の82 1834の106 1834の185 1834の211か ら1834の215まで 1834の216の一部 1834の217から1834の 223まで 1834の224の一部 1834の225 1834の241から1834 の243まで 1834の249		
天ヶ辻	1838の3の一部 1838の72 1838の82 1838の85 1838の87 から1838の89まで		
ヲニシリ	1409の一部	中里	打木原
天ヶ辻	1838の3の一部		
大道	1834の49 1834の50 1834の102	中里	ヲニシリ
山ノ口	1385の1の一部	中里	手崎
辻ノ垣	1472の2 1473の3 1485の一部 1485の2 1486の一部 1486の1の一部		
山ノ口	1385の1の一部 1386の一部 1386の1の一部 1393の一部	中里	辻ノ垣
手崎	1438の1の一部 1438の3の一部 1441の2 1467の5の一 部		
大道	1834の216の一部 1834の224の一部		
手崎	1457の2 1526の1 1526の2 1528の3	中里	大田井
政所	1544から1546までの各一部 1547の1の一部 1548の1の一 部		
大田井	1537の1から1537の3までの各一部 1539の1の一部	中里	政所
六谷	1645 1647 1648の4		
万年山	1681の1の一部 1681の2 1682の一部 1693の2 1695の 3 1697の4	中里	六谷

	チマ垣	1585の一部 1616の一部 1617の一部	中里	万年山
	六谷	1675の1の一部 1675の2の一部 1676の一部		
	豊垣	1726の一部 1727の1の一部 1728の2の一部 1730の1の一部 1731の一部 1732の一部		
	早崎	1777の一部 1778の一部		
	尾通り	1779の1の一部 1779の3 1780 1781の1の一部 1781の2 1781の6の一部 1782の一部 1783の1の一部 1784の1の一部 1785の一部 1796の2の一部 1798の一部 1799の一部		
	鉾町	1820の1の一部 1820の2の一部 1820の6の一部		
	万年山	1706の2の一部 1706の3の一部 1721の1の一部 1721の2の一部	中里	豊垣
	早崎	1752の1の一部 1753の一部 1755の一部 1777の一部		
	豊垣	1743の1の一部 1743の2の一部 1743の3 1744の一部 1749の一部 1750の一部	中里	早崎
	鉾町	1820 1820の2から1820の4までの各一部 1821から1823までの各一部 1825の一部 1825の1 1833の1の一部 1833の2		
瑞穂	六セン	25の1の一部 26の1		
	千ガ谷	34の1 34の2		
	浦山奥	123の17 123の18		
中里	チマ垣	1585の一部 1607の一部 1608の一部 1609の1の一部 1609の2 1609の3 1610 1611から1613までの各一部 1613の1 1614から1617までの各一部	中里	尾通り
	鉾町	1810の一部 1813の一部		
	早崎	1767の一部 1768の1の一部 1768の2の一部 1769の1の一部	中里	鉾町
	尾通り	1799の一部 1799の1の一部 1802から1805までの各一部 1806の1の一部 1806の2の一部 1807 1808		
瑞穂	六セン	15の1 25の1の一部		
中里	打木原	1398の3の一部 1400の1の一部	中里	大道

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字中里字キビ93の4に隣接する道路である公有地の全部は、大字中里字西ノ谷に編入する。

また、大字中里字ズエノハナ265の3に隣接する道路である公有地の全部、大字中里字ズエノハナ268に隣接する道路である公有地の全部は、大字中里字庵カチに編入する。

また、大字中里字林ノ口343の1に隣接する道路である公有地の全部、大字中里字尾崎365の2の地先の水路である公有地の一部は、大字中里字人谷に編入する。

また、大字中里字ズエノハナ281の1、283の1に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字中里字尾崎375の地先の道路、水路である公有地の全部、大字中里字尾崎397の2に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字中里字清水ノ本400の1、402の2に隣接する大字中里字尾崎の道路である公有地の全部、大字中里字養中445の1に隣接する水路である公有地の全部は、大字中里字清水ノ本に編入する。

また、大字中里字清水ノ本429の1の地先の道路である公有地の一部は、大字中里字養中に編入する。

また、大字中里字清水ノ本429の1の地先の道路である公有地の一部、大字中里字養中441に隣接する道路である公有地の全部、大字中里字養中443の1、446に隣接する道路である公有地の一部は、大字中里字藪子に編入する。

また、大字中里字前田605の2に隣接する道路である公有地の全部は、大字中里字越道に編入する。

また、大字中里字越道661に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字中里字大苗代751に隣接する大字中里字越道の水路である公有地の全部は、大字中里字大苗代に編入する。

また、大字中里字ナシカ851に隣接する大字中里字杵名の道路である公有地の一部は、大字中里字ナシカに編入する。

また、大字中里字杵名876に隣接する大字中里字常田の水路である公有地の一部は、大字中里字杵名に編入する。

また、大字中里字岩ノ脇908に隣接する道路、水路である公有地の全部は、大字中里字常田に編入する。

また、大字中里字岩ノ脇916の地先の大字中里字常田の水路である公有地の一部、大字中里字花折1859の24の地先の道路である公有地の一部は、大字中里字岩ノ脇に編入する。

また、大字中里字岩ノ脇920の地先の道路である公有地の一部は、大字中里字西ワキに編入する。

また、大字中里字西ワキ945、945の2、945の5、946の2に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字中里字梅ノ木964に隣接する大字中里字西ワキの水路である公有地の一部、大字中里字花折1859の7に隣接する道路である公有地の全部は、大字中里字梅ノ木に編入する。

また、大字中里字山ノ口1375の地先の水路である公有地の一部は、大字中里字フロノ谷に編入する。

また、大字中里字植村1304の1の地先の道路である公有地の一部は、大字中里字杉橋に編入する。

また、大字中里字杉橋1268の1の地先の水路である公有地の一部は、大字中里字植村に編入する。

また、大字中里字フロノ谷1342の1の地先の水路である公有地の一部、大字中里字手崎1349の1の地先の水路である公有地の一部、大字中里字山ノ口1393に隣接する大字中里字大道の水路である公有地の全部、大字中里字山ノ口1397の3に隣接する大字中里字辻ノ垣の道路、水路である公有地の全部、大字中里字打木原1439の1の地先の水路である公有地の一部、大字中里字大道1834の72に隣接する水路である公有地の全部、大字中里字大道1834の111に隣接する水路である公有地の一部は、大字中里字山ノ口に編入する。

また、大字中里字大道1834の111に隣接する水路である公有地の全部は、大字中里字打木原に編入する。

また、大字中里字手崎1441に隣接する水路である公有地の全部は、大字中里字辻ノ垣に編入する。

また、大字中里字手崎1466の3、1467の2に隣接する水路である公有地の全部は、大字中里字大田井に編入する。

また、大字中里字チマ垣1584の2、1587の1、1588の1、1588の2、1589に隣接する大字中里字六谷の道路である公有地の全部は、大字中里字チマ垣に編入する。

また、大字中里字万年山1705の1の地先の道路、水路である公有地の一部、大字中里字万年山1706の2、1706の4の地先の道路である公有地の一部、大字中里字豊垣1750の1に隣接する大字中里字早崎の道路である公有地の一部は、大字中里字豊垣に編入する。

また、大字中里字豊垣1741、1742、1742の1に隣接する水路である公有地の全部は、大字中里字早崎に編入する。

備考 地番は、平成18年12月14日現在の地番である。

兵庫県告示第809号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

松下プラズマディスプレイ株式会社

大阪府茨木市松下町1番1号

代表取締役社長 森田 研

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

松下プラズマディスプレイ株式会社 PDP尼崎工場

尼崎市末広町2丁目16

(3) 特定施設に関する事項

種別	変更前後の区分	65号 酸またはアルカリによる表面処理施設 (No.1~No.5)				65号 酸またはアルカリによる表面処理施設 (No.6~No.10)			
		変更前	変更後	通常	最大	変更前	変更後	通常	最大
能力		143L/分	同左			220L/分	同左		
工事着手予定年月日		-	既設			-	既設		
工事完成予定年月日		-	既設			-	既設		
使用開始予定年月日		-	許可後			-	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	同左			同左	同左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同左			同左	同左		
区分		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
酸素イオン濃度 (水素指数)		11	11	11	11	9	9	9	9
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		44	44	44	44	50	50	50	50
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		17	17	17	17	80	80	80	80
浮遊物質 (単位 mg/L)		44	44	44	44	38	38	38	38
窒素含有量 (単位 mg/L)		-	-	-	-	9	9	9	9
亜鉛含有量 (単位 mg/L)		-	-	4.5	4.5	-	-	-	-
銅含有量 (単位 mg/L)		-	-	4.5	4.5	-	-	-	-
クロム含有量 (単位 mg/L)		-	-	0.1	0.1	-	-	-	-
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)		0.01	0.01	0.01	0.01	0.89	0.89	0.89	0.89
鉛及びその化合物 (単位 mg/L)		1	1	-	-	0.02	0.02	-	-
使用時において当該特定施設から排出される汚水の量 (単位 m ³ /日)		144/基	206/基	144/基	206/基	222/基	317/基	222/基	317/基

65号 酸またはアルカリによる表面処理施設 (No11~No15)			
変更前	変更後	変更前	変更後
240L/分	同左	同左	同左
-	既設	同左	同左
-	既設	同左	同左
-	許可後	同左	同左
同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左
通常	最大	通常	最大
9	9	9	9
70	70	70	70
60	60	60	60
194	194	194	194
30	30	30	30
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
22.8	22.8	22.8	22.8
0.02	0.02	-	-
242/基	346/基	242/基	346/基

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種別	変更前後の区分	P3 総合排水処理施設		変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大
変更前後の区分							
型式							
構造							
主要寸法 (単位メートル)							
能力							
汚水等の処理方式							
工事着手予定年月日							
工事完成予定年月日							
使用開始予定年月日							
使用時間の区間及び1日当たりの使用時間							
使用時間の季節的変動の概要							
区分		通常	最大	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数)		6~11	6~13	5.5~8.5	5.5~8.5	6~11	6~13
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		61	94	6	8	61	94
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)		67	111	8	10	67	111
浮遊物質質量 (単位 mg/L)		58	92	5	10	58	92
窒素含有量 (単位 mg/L)		13	21	6	8	13	21

使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及

び処理後の汚 水等の汚染状 態の通常値 及び最大の値	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1	2	0.5	0.8	1	2	0.5	0.8
	亜 鉛 含 有 量 (単位 mg/L)	-	-	-	-	0.6	0.9	0.6	-
	銅 含 有 量 (単位 mg/L)	-	-	-	-	0.2	0.3	0.2	-
	ク ロ ム 含 有 量 (単位 mg/L)	-	-	-	-	0.2	0.4	0.2	-
	ほう 素 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	4.8	10	4	9.8	4.8	10	4	9.8
	鉛 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	0.2	0.5	0.02	0.05	-	-	-	-
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び 処理後の汚水等の通常値及び最大の量 (単位 m ³ /日)	3,978	5,450	3,978	5,450	3,978	5,450	3,978	5,450	

P 4 総合排水処理施設	変更前		変更後	
	最大	通常	最大	通常
松下環境空調エンジニアリング特製			同左	
RC、PE、SS製			同左	
56×46.35×4.5			同左	
8,600m ³ /日			同左	
凝集沈殿+砂ろ過+活性炭			同左	
-			既設	
-			既設	
-			許可後	
24時間連続			同左	
なし			同左	
	処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常
6~11	6~13	5.5~8.5	5.5~8.5	5.5~8.5
48	76	6	8	6
50	85	8	10	8
43	77	5	10	5
10	17	6	8	6
	処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常
6~11	6~13	6~11	6~13	5.5~8.5
61	94	61	94	6
67	111	67	111	8
58	92	58	92	5
13	21	13	21	6
				8

1	2	0.5	0.8	1	2	0.5	0.8
-	-	-	-	0.9	1.4	0.7	1.2
-	-	-	-	0.2	0.5	0.2	0.4
-	-	-	-	0.4	0.6	0.3	0.5
5.3	10	4	9.8	5.3	10	4	9.8
0.2	0.3	0.02	0.05	-	-	-	-
6,218	8,600	6,218	8,600	6,218	8,600	6,218	8,600

(5) 排水水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後	
排水口名		No.1	No.2～No.4	No.1	No.2～No.4
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	10,196	雨水専用排水口	10,196	変更なし
	最大	14,050		14,050	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.5～8.5		5.5～8.5	
	最大	5.5～8.5		5.5～8.5	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	6		6	
	最大	8		8	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	8		8	
	最大	10		10	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	5		5	
	最大	10		10	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	6		6	
	最大	8		8	
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.5		0.5	
	最大	0.8		0.8	
亜鉛含有量 (単位 mg/L)	通常	—		0.7	
	最大	—		1.2	
銅含有量 (単位 mg/L)	通常	—		0.2	
	最大	—		0.4	
クロム含有量 (単位 mg/L)	通常	—		0.3	
	最大	—	0.5		
溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	通常	—	1		
	最大	—	1.6		
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	4	4		
	最大	9.8	9.8		
鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	0.02	—		
	最大	0.05	—		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年7月24日から同年8月14日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び尼崎市環境市民局環境部公害対策課

兵庫県告示第810号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第4項において準用する第7条第4項の規定により、ニホンジカの狩猟期間の延長に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成19年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 日時、場所等

(1) 日時

平成19年8月21日(火) 午後2時から

(2) 場所

兵庫県民会館304会議室(神戸市中央区下山手通4丁目16番3号)

(3) 案件名

ニホンジカの狩猟期間を神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、明石市、加古川市、高砂市、加古郡稲美町、同郡播磨町、三木市、洲本市、南あわじ市、淡路市において2月末日まで延長する件について

(4) 傍聴

自由。ただし、会場の収容人員の範囲に限る。

2 公述の申出方法

公聴会に出席して、意見を陳述しようとする者(県内に住所を有する者に限る。)は、平成19年8月9日(木)までに住所、氏名及び職業並びに意見の要旨及びその理由を記載した書面(公述申出書)を兵庫県知事あて提出すること。ただし、土曜日及び日曜日については、ファクシミリによる提出に限る。

3 公述申出書提出先及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課
電話(078)341-7711 内線4114、4115
ファクシミリ(078)362-3954

兵庫県告示第811号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年7月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年7月24日から2週間、阪神北県民局県土整備部三田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三田後川上線	三田市三輪字杉谷1136番24から 同市大原字上野ヶ原1314番1まで	旧	7.0から 19.0まで	342.0	
		新	12.0から 54.0まで	342.0	
県道 黒石三田線	三田市貴志字坂下743番2から 同市貴志字瀬戸717番まで	旧	11.0から 14.0まで	197.0	
		新	11.0から 30.0まで	197.0	

兵庫県告示第812号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年7月24日

から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年7月24日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 洲本灘賀集線	南あわじ市阿万東町字宮口709番1から	旧	4.0から	7,377.0	予定地
	同 市神代国衛字藪田1083番1まで		15.0まで		
	同 市阿万上町字南佐野1690番1から		12.0から		
	同 市賀集八幡字岡西398番3まで		50.0まで		
	同 市阿万東町字宮口709番1から		13.0から		
	同 市阿万西町字暮別312番1まで		58.0まで		
	南あわじ市阿万東町字宮口709番1から	新	4.0から	7,377.0	
	同 市神代国衛字藪田1083番1まで		15.0まで		
	同 市阿万上町字南佐野1690番1から		12.0から		
	同 市賀集八幡字岡西398番3まで		50.0まで		
	同 市阿万東町字宮口709番1から		13.0から		
	同 市阿万西町字暮別312番1まで		58.0まで		
			732.0		

兵庫県告示第813号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課に提出すること。

平成19年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 アンダーツリー株式会社
 代表者の氏名 木下春雄
 住所 大阪市中央区心斎橋筋2丁目1番30号
- 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) KICONA鹿の子台店
 所在地 神戸市北区鹿の子台南町5丁目2番6号、2番11号
- 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び神戸県民局県土整備部まちづくり課
 縦覧期間 平成19年7月24日から同年8月6日まで
- 住民意見書の提出期間及び提出先
 縦覧期間 平成19年7月24日から同年8月6日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

兵庫県告示第 814 号

屋外広告物条例（平成 4 年兵庫県条例第 22 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定による知事の定める基準を次のとおり定め、平成 19 年 7 月 24 日から施行する。

平成 19 年 7 月 24 日

兵庫県知事 井戸 敏 三

幹線道路の交差点における案内誘導広告物等を同一の物件に集合して表示し、又は設置する場合の特例

次の 1 に掲げるすべての要件を満たす広告板について、2 に掲げる特例の基準を定める。

1 要件

- (1) 特定の地区又は地点へ誘導する広告物（方面、方向及び距離を表示したもの）又は 3 に掲げる公益性の高い施設へ誘導する広告物等（以下「公益案内広告物等」という。）と同一の物件に集合して表示し、又は設置する施設等への案内誘導のための広告物（以下「案内誘導広告物等」という。）であること。
- (2) すみ切りが設けられている車線の数が 2 以上の道路が交差する交差点で、次に掲げる区域に表示し、又は設置されること。
 - ア 十字路に係る交差点において、それぞれの道路の境界線を延長しその交点から 30メートル以内の区域。
 - イ 丁字路に係る交差点において、それぞれの道路の境界線を延長しその交点から 30メートル以内の区域及び取付道路が他の道路と交差する部分（すみ切り部分を含む。）の反対側の道路境界線から 10メートル以内の区域。
- (3) 良好な沿道景観の形成及び円滑な交通の確保の観点から、その集合化を図ることが特に必要であると認められること。

2 基準

- (1) 許可地域等（特定区域に限る。）における許可の基準及び禁止地域等（第 2 種禁止地域等及び第 3 種禁止地域等に限る。）における適用除外の許可の基準

区分	基準
ア 1 方向の表示面の面積	1 方向の表示面の面積の合計は、8 平方メートル以下とし、かつ、一の施設等への案内誘導広告物等に係る 1 方向の表示面の面積は、2 平方メートル以下とすること。ただし、公益案内広告物等に係る表示部分の表示面積が 2 平方メートル以内に限り、これを表示面の面積に算入しないことができる。
イ 広告物等の上端の地上からの高さ	6 メートル以下（公益案内広告物等を除いた高さは、5 メートル以下）とすること。
ウ 横の長さ	2 メートル以下とすること。
エ 誘導距離等	案内誘導しようとする施設等からの距離は、10 キロメートル以下とすること。
オ 広告物等の相互間の距離	2 メートル以上とすること。
カ 表示・設置場所	交通信号機又は踏切からの距離は、5 メートル以上とすること。
キ 色彩	(ア) 彩度の高い色の色数は、2 色以下とすること。 (イ) 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積を当該地色部分の存する表示面の面積の 2 分の 1 以下とすること。ただし、色数が 2 色以下の場合は、この限りでない。

ク その他の表示方法	<p>(ア) 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること。</p> <p>(イ) ネオンサイン等を使用せず、かつ光源の点滅がないものとする。</p> <p>(ウ) 案内誘導広告物等に方面、方向及び距離を表示する場合は、その表示の位置を揃えること。</p>
------------	--

(2) 許可地域等（特定区域は除く。）における許可の基準

区分	基準	
	縦型	横型
ア 1方向の表示面の面積	1方向の表示面の面積の合計は、8平方メートル以下とし、かつ、一の施設等への案内誘導広告物等に係る1方向の表示面の面積は、2平方メートル以下（同一の物件中1枚に限り4平方メートル以下）とすること。ただし、公益案内広告物等に係る表示部分の表示面積が2平方メートル以内に限り、これを表示面の面積に算入しないことができる。	1方向の表示面の面積の合計は、10平方メートル以下とし、かつ、一の施設等への案内誘導広告物等に係る1方向の表示面の面積は、2平方メートル以下（同一の物件中1枚に限り4平方メートル以下）とすること。ただし、公益案内広告物等に係る表示部分の表示面積が2平方メートル以内に限り、これを表示面の面積に算入しないことができる。
イ 広告物等の上端の地上からの高さ	6メートル以下（公益案内広告物等を除いた高さは、5メートル以下）とすること。	4メートル以下とすること。
ウ 横の長さ	2メートル以下とすること。	4メートル以下とすること。
エ 広告物等の相互間の距離	2メートル以上とすること。	
オ 表示・設置場所	交通信号機又は踏切からの距離は、5メートル以上とすること。	
カ 色彩	<p>(ア) 彩度の高い色の色数は、2色以下とすること。</p> <p>(イ) 地色に彩度の高い色を使用する場合には、当該地色部分の面積を当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下とすること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。</p>	
キ その他の表示方法	<p>(ア) 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること。</p> <p>(イ) ネオンサイン等を使用せず、かつ光源の点滅がないものとする。</p> <p>(ウ) 案内誘導広告物等に方面、方向及び距離を表示する場合は、その表示の位置を揃えること。</p>	

3 公益性の高い施設

- (1) 官公署、学校、図書館、公会堂、博物館、美術館、体育館
- (2) 公園、名所、旧跡
- (3) 鉄道の駅、港湾、空港
- (4) 社会福祉施設、病院、診療所、助産所

(5) その他(1)から(4)までに掲げる施設に準ずるものと認められる施設

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年7月24日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札にかかる物品の名称及び数量
適用業務システムの維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画管理部教育・情報局自治情報課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年7月9日
- 4 落札者の名称及び住所
東京都港区南青山2丁目26番1号
株式会社CSKシステムズ
- 5 落札金額
7,938,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成19年5月29日

平成19年度兵庫県看護功績賞表彰

兵庫県看護功績賞規則（昭和42年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、平成19年7月4日に次の者を表彰した。

平成19年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 氏名及び住所

氏 名	住 所
生 田 美 苗	加古川市
井 上 冷 子	神戸市
岩 崎 妙 子	加西市
上 床 サナエ	西宮市
大 崎 夏 子	西脇市
小 河 多津子	宍粟市
小 倉 な が 子	宍粟市
河 嶋 きよ子	豊岡市
寒 者 恵	三木市
善 家 里 子	神戸市
十 河 すみ子	豊中市
高 橋 信 子	赤穂郡上郡町
竹 中 道 代	高砂市
塚 本 さよこ	姫路市
長 田 栄 枝	姫路市
中 村 涼 子	明石市
波 多 野 美 幸	伊丹市

花谷愛子 西宮市
 濱名富美子 明石市
 藤田一枝 神戸市
 藤原洋子 神崎郡神河町
 布施満代 尼崎市
 前田初子 丹波市
 松崎篤代 宝塚市
 山下みのり 養父市
 山田繁代 高槻市

2 功績内容

看護の重要性を深く認識し、博愛と奉仕の精神をもってその職務に精励し、看護の発展向上に多大な功績があった。

辞 令

平成19年7月9日付

(県民政策部参事)

大野 淳

辞職を承認する

平成19年7月10日付

山本 健一

県民政策部参事に補する

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、名称の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年7月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

2 老人ホームの表神戸市の項中、

介護付有料老人ホーム はびね神戸魚崎	同 市東灘区魚崎南町5丁目5-21
--------------------	-------------------

を

介護付有料老人ホーム はびね神戸魚崎	同 市東灘区魚崎南町5丁目5-21
社会福祉法人 神戸福生会 高齢者ケアセンター 甲南	同 市東灘区森北町6丁目1-1

に改め、同表篠山市の項中、

「

特別養護老人ホーム アミニティミュージアム	同 市今田町釜屋35
-----------------------	------------

を

特別養護老人ホーム 篠山すみれ園	同 市今田町釜屋35
------------------	------------

に改める。

正 誤

○平成19年6月12日付け（兵庫県公報第1883号）

兵庫県告示第681号（生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等）中

(ページ)	5			
(行)	表中			
(誤)	福岡外科医院	芦屋市清水町9-11	福岡昭吉	同 年2月29日
	長谷川歯科医院	加古川市志方町志方町1169-1	長谷川秀明	同 年4月3日
(正)	福岡外科医院	芦屋市清水町9-11	福岡昭吉	同 年4月1日
	長谷川歯科医院	加古川市志方町志方町1169-1	長谷川秀明	同 年2月28日